整備基準見直しの方向性及び対応方針（案）

＝項目目次＝（全10項目）

１　整備基準等の見直し検討項目について

（１）未整備割合の高い項目・基準の運用状況を踏まえた対応（用途や規模の状況を踏まえた「遵守」の取扱の検討）【（土木等）課題提起】

（２）　便所の整備基準について

　　ア　公共トイレの整備の方向性（機能分散について）【国改正関係】

　　イ　乳幼児用設備の規定について【その他（他自治体）】

（３）　避難設備の整備基準について【条例見直し検討会議】

（４）　幅広歩道等におけるベンチ等の休憩施設設置促進について【（土木等）課題提起】

（５）　施設の円滑な利用のための支援の提供について【条例見直し検討会議】

（６）　施設計画段階からの利用者の参画に関する検討【条例見直し検討会議】

（７）　聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備【条例見直し検討会議】

２　関連法令等との関係について

（１）国基準との突合【その他】

（２）条例第４章改正関係について【その他】

３　その他

|  | 項目 | 背景・課題 | 対応方針（案） | 見直し区分 | 見直しイメージ（新） | イメージ（旧） |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １（１） | 未整備割合の高い項目・基準の運用状況を踏まえた対応（用途や規模の状況を踏まえた「遵守」の取扱の検討） | 【現状】○令和３年度の適合状況調査では「視覚障害者誘導用ブロック」「トイレ」の未整備割合が高い状況（詳細は「参考資料４」のとおり）

|  |  |
| --- | --- |
| トイレ | 全体の64.7％が不適合 |
| 誘導用ブロック | 全体の59.3％が不適合 |

○主な要因（条例審査窓口の土木事務所等から聴取）（その他意見は「参考資料５・６」のとおり）

|  |
| --- |
| (1)両者に共通するもの |
| ①適合に対する事業者の意識が低い（メリットを感じていない）②既存施設の用途変更による小規模施設の整備が増加(グループホームなど)しており、整備基準の適合に関し、物理的に困難な場合も多い |
| (2)トイレ |
| ①オストメイト等の設置に費用が掛かる②車いす回転スペースの確保が困難な場合がある |
| (3)誘導用ブロック |
| ①老人ホームや共同住宅などでは、つまづきの原因になることを懸念する声がある。②デザイン性の観点から、黄色以外の誘導用ブロックの敷設を希望する声がある |

【課題】ア　一部事業者でバリアフリー街づくりに関する理解が不十分である事例（(1)①・(2)①・(3)②）や、整備基準に関する誤解(※)がある事例((3)①)が見受けられることが明らかになった。　　※誘導用ブロックの敷設に代え、「音声による案内設備等を設置することも可能イ　一方、(1)②のように、建物の規模や構造等から適合させることが困難な施設がある。また、小規模店舗等の一定の種別を除き、指定施設には一律の基準が適用されるため、小規模な施設の建築主等にとって過度な負担になっている場合があり、かえってバリアフリー化が進みづらくなっている懸念がある。また、現行法令においても、条例第14条ただし書きを適用し、「遵守」と扱うことは可能だが、当該規定は必ずしも十分に活用されていない。（このことについて、「ただし書き」は裁量の余地が大きく、窓口による判断のブレが懸念されるため、抑制的に運用しているとの意見があった。） | ア　事業者への理解促進策について【施策による対応】　・整備基準の見直しに関する周知に合わせて、改めて条例の趣旨等について理解促進に努めるほか、　・整備基準に関する誤解は、ホームページの質疑応答集を充実するほか、一部の窓口で実施されている、単なる適合審査に留まらない助言型の指導を推進していく。イ　用途や規模の状況を踏まえた基準の設定等 (ｱ)小規模福祉施設に関する規定の新設について【御議論いただきたいこと】　小規模福祉施設等は、主な利用者が少数・特定されており、また、介助等の知識を有する職員の常時配置等の状況を鑑みて、一定の基準緩和が実施可能と考える。そこで、小規模な福祉施設や無床診療所（用途面積200㎡未満を想定）における実質的なバリアフリー化を促進する観点から、新たな施設区分を設定するとともに、整備事例や当事者団体へのヒアリング、近隣都県市の状況等も踏まえ、用途や規模に応じた基準を設定することとしてはどうか。なお、今回は対応の方向性について御議論いただき、次回会議において、具体的な面積及び整備基準について御議論いただく予定。　(ｲ) 13条ただし書き適用として扱う範囲の明確化【御議論いただきたいこと】　　13条ただし書き適用として扱うことのできる範囲は、これまでも逐条解説やＱ＆Ａなどにより、取扱いを示してきたが、条例審査窓口の意見も踏まえ、より詳細に整備項目を提示することについて検討する。 | 整備基準(遵守) | イ(ｱ)関係【小規模施設に関する規定】次のとおり区分を新設。

|  |  |
| --- | --- |
| 現行 | 見直し案 |
| 福祉施設　全てのもの | 福祉施設　全てのもの |
|  | （なし） |  | ～200㎡　小規模福祉施設 |

「小規模福祉施設」「用途面積200㎡未満の無床診療所」について、設用途や規模に応じた基準を設定する。（新たに設定する基準の例）○不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、車いす使用者が利用することができる構造の便房を１以上○主たる経路の敷地内通路の有効幅員120cm以上○主たる経路の廊下等の有効幅員90cm以上○主たる経路を構成する廊下等については、次の場合を除き、段を設けないこと。・傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合・敷地の状況、施設の構造その他の事情から段を設けないことができない場合において、当該施設を管理する者の介助等により、障害者等が通行することが可能である場合 |  |
| （２）　　ア | 公共トイレの整備の方向性（機能分散について） | ・県では、平成14年から、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、障害者、高齢者はもとより、だれもが円滑に利用しやすいトイレとして「みんなのトイレ」を定め、手すり・洗面・オストメイト対応の水洗器具などの配置や、ベビーベッド等の子育て関連設備の設置を求めてきた。・しかし、これにより利用対象者が競合する状況となり、また必ずしも一般トイレの利用で支障ない方が利用している実態もあることもあって、便房内に広い空間を必要とする車いす使用者等が使いづらい状況となっている指摘がなされている。【国の動向】・２年度に「共生社会におけるトイレの環境整備に関する調査研究検討会」を開催し、公共交通事業者や商業施設の管理者等へのアンケート調査や障害当事者へのヒアリング等も踏まえ、利用者の多様な特性に配慮したトイレ整備のあり方について検討。・３年３月建築設計標準の改正で、個別機能の分散に係る考え方の整理や整備例を充実するとともに、トイレの表示として、「多機能」「多目的」など誰でも使用できるような名称ではなく、利用対象及び個別機能をピクトグラム等で表示するよう見直しが行われた。 | 【御議論いただきたいこと】・これまでは一つの便房（みんなのトイレ）でユニバーサルデザインの達成を目指してきたが、機能分散をすることにより、トイレ全体でユニバーサルデザインの達成を目指していくこととする。・具体的には、「みんなのトイレ」に係る記述を削除するとともに、便所内にそれぞれ１以上の「車いす対応便房」「オストメイト便房(※)」「乳幼児対応便房」の設置を求め、施設の構造上難しい場合には、こうした「個別機能を組み合わせた便房」とすることができることとしてはどうか。・「既存建築物の改修以外は簡易型設備による対応は行わないこと」としているが、整備が義務づけられた設備を有する便房とは別に、利用者の分散を図るために整備する場合や、面積(500㎡未満)や構造等の制約により設置ができない場合は、新築の場合であっても「簡易型機能を備えた便房」を設けることができるような見直しも検討する。（国設計標準の仕様） | 整備基準(遵守)ガイドブック(解説) | ８　便所（整備基準）（１）不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。ア　便所内に、次に掲げる構造の車いす使用者用便房を１以上設けること。（車いす使用者用便房の整備基準）イ　便所内に、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を１以上設けること。ただし、車いす使用者用便房に設置してある場合は、この限りでない。（オストメイト対応便房の整備基準）ウ　便所内に、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を１以上設けること。ただし、車いす使用者用便房に設置してある場合は、この限りでない。（乳幼児対応便房の整備基準）エ　便所内にベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設けること。（他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。） | ８　便所（整備基準）（１）不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所を設ける場合（無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設において設ける場合を除く。）は、誰もが円滑に利用することができるように、次に定める構造の便房（以下「みんなのトイレ」という。）を１以上設けた便所を１以上設けること。 |
| （２）イ | 乳幼児用設備の規定について | ・県では、乳幼児用設備（ベビーベッド、ベビーチェア、授乳用スペース等）の設置を努力規定としている。・子育てをめぐる県民の意識30年度県民ニーズ調査（課題調査）；「安心して子供を生み育てられる環境の整備」

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 妊婦や子連れでも外出しやすい施設やサービスが整っている | 重要度 | 重要 | どちらともいえない | 重要でない |
| 69.2％ | 14.7％ | 1.1％ |
| 満足度 | 満たされている | どちらともいえない | 満たされていない |
| 14.5％ | 30.2％ | 20.8% |
| 住宅や公園など子育てに配慮した環境が整っている | 重要度 | 重要 | どちらともいえない | 重要でない |
| 74.3% | 13.0％ | 1.2％ |
| 満足度 | 満たされている | どちらともいえない | 満たされていない |
| 17.9％ | 29.8％ | 23.2％ |

※重要度について、「非常に重要である」「かなり重要である」の計を「重要」、「まったく重要でない」「さほど重要でない」の計を「重要でない」として記載※満足度について、「十分満たされている」「かなり満たされている」を「満たされている」、「ほとんど満たされていない」「あまり満たされていない」を「満たされていない」として記載⇒いずれの項目も、約７割の県民が重要と考えている一方で、満足度が約２割を下回る状況に留まっており、一層の具体な取組の推進が必要。（近隣都県市の状況）　東京都、横浜市、川崎市、千葉県、埼玉県、群馬県・整備を求める施設種別や規模等はまちまちであるが、多くの自治体で乳幼児設備に関する規定を持ち、遵守義務化している。

|  |  |
| --- | --- |
| 乳幼児用設備を有する便房の設置 | 遵守義務化；１都２県２市（東京都/横浜市/川崎市/埼玉県/群馬県）努力義務のみ；神奈川県規定なし；千葉県 |
| 授乳のためのスペースの設置 | 遵守義務化；１都２県２市（東京都/横浜市/川崎市/埼玉県/群馬県）努力義務のみ；神奈川県規定なし；千葉県 |

（国の設計標準）

|  |  |
| --- | --- |
| 乳幼児用設備を有する便房の設置 | ・不特定多数又は主として障害者等が利用する建築物2,000㎡以上；標準2,000㎡未満；推奨（ニーズや規模に応じて整備）・その他の建築物；推奨（ニーズや規模に応じて整備） |
| 授乳のためのスペースの設置 | 乳幼児連れ利用者が利用する施設では標準 |

 | 【御議論いただきたいこと】・「かながわ子どもみらいプラン」が目指す「すべての子どもに笑いがあふれ、幸福で健やかに成長できる社会」を実現に向け、妊婦や子連れでも外出しやすい環境整備を図ることを目的に、基準の見直しを検討する。（今後の予定）・当事者団体にヒアリングを行うとともに、国の設計標準や近隣都県市の状況も踏まえ、対象とする範囲について改めてお諮りする予定。 | 整備基準(遵守) | 〇遵守義務化「乳幼児を連れた者が長時間利用する建築物」について、規模に応じて、現行の努力義務から順守義務に見直しを行う。〇整備基準の設定設置場所や出入口の幅など、整備すべき施設の具体的な仕様を規則又は望ましい水準として規定する。【検討案】（乳幼児用設備を有する便房）・乳幼児用いす、乳幼児用おむつ交換台等の設置・便房及び便所の出入口に設備に関する表示・標識及び案内設備への表示（授乳のためのスペースの設置）・ベビーベッド、いす等の設備の設置・出入口の幅は、80cm以上（ベビーカーの標準的な幅が50cm程度であることを勘案）・出入口は、主たる経路を構成する廊下等に接続して設置・便房及び便所の出入口に設備に関する表示・標識及び案内設備への表示・他に授乳及びおむつ交換のできる場所を設ける場合はスペースの設置を不要とする。 | ８　便所（整備基準）オ　乳幼児等の対応乳幼児用のベッド及びいすを設置するよう努めること。17　休憩、授乳場所等（整備基準）利用者の利用に供する休憩、授乳のための場所等を設けるように努めること。 |
| （３） | 避難設備の整備基準について | ・避難設備に関して、建築設計標準では避難経路や一時退避スペース、情報伝達設備について基準を設定しているが、県整備基準では誘導設備として非常時に使用する設備について整備を求めているのは非常口の構造や点滅灯、一斉放送設備に限られており、避難経路等は整備されていない。・なお、東京都では避難設備として、警報装置や避難経路・非常口、非常放送設備等を設置することが必要であるとしている。 | 【御議論いただきたいこと】・非常時に障害者等が安全かつ円滑に避難できるよう、非常口だけでなく非常時に必要となる設備（避難経路）の設置について、「誘導設備」に関する整備基準に努める規定として追加を検討する。・避難設備の整備基準（努力規定）として追加する施設の用途・規模について  | 整備基準(努力) | （整備基準）(４）避難経路避難経路となる屋内の通路については、段を設けないよう努めること。 | 記載なし |
| （４） | 幅広歩道等におけるベンチの休憩施設設置促進について | ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に係る省令や条例において、特定道路については、「歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする」と定められているが、特定道路以外の歩道については、ベンチを設ける規定がない。 | ・幅広歩道等における休憩施設設置について、特定道路以外の道路においても障害者や高齢者をはじめ誰もが快適に利用できるよう、整備ガイドブックの望ましい整備水準として、ベンチの設置に関する記載を検討する。 | ガイドブック(望ましい水準) | 駅や官公庁、福祉施設等を連絡する歩道等に、ベンチを設置することが望ましい旨の記載を検討する。 | 記載なし |
| （５） | 施設の円滑な利用のための支援の提供について | 条例改正案（第３・４条）では、障害者等（※）が施設を安全かつ快適に利用できるよう、県・事業者が管理・整備する施設について、障害者等の利用に関し、必要な支援を行うことを求めており、ハード整備を前提として、実質的なバリアフリー化を進めるため、ソフト的な対応を求めることとしている。・バリアフリー法でも、整備箇所の維持管理や適切な配慮は各施設の設置管理者の責務であり、令和２年改正では、障害者・高齢者等の円滑な利用のため、交通事業者等へ役務の提供義務や、建築主等利用者へ情報提供・広報啓発を求める等の改正が行われている。※障害者、高齢者、妊産婦、子供連れの人など、移動に際して制約のある方 | 【施策による対応】〇すべての公共的施設の整備の事前協議書提出の際に、整備後の運用に関してのソフト的な対応・体制予定を確認するため、事業者からの書面報告及び確認を検討　〇整備ガイドブックにおいて「施設の円滑な利用のための支援の提供」という観点から、セルフチェックとして示し、必要に応じて随時使用できるよう検討【御確認いただきたいこと】・課題に対する対応方針案について | 運用改善ガイドブック | 〇事前協議時の提出書類として、整備後の運用に関して情報提供を含めソフト的な対応・体制予定を確認するための書面を追加＜想定内容（書面報告）＞・情報提供に関する整備（リーフレット配布、わかりやすいサイン掲示、館内放送設備を用いた放送、電光表示を用いた表示等）・利用者への対応予定（受付での対応、人的案内、筆談・コミュニケーションボード等の器具を用いた対応、音声案内装置の運用等）・その他支援や設備に関する対応予定（スロープ等の可動設備を設置等）等を記入〇上記の内容を簡略化した様式をガイドブックにもセルフチェックとして例示 | 記載なし |
| （６） | 施設計画段階からの利用者の参画に関する検討 | 改正条例第７条（２）では、ＵＤの観点から、県施策の方針として、施設整備の計画の策定や整備に関して、多様な利用者・関係者の参画を推進するとしている。 | 【ご議論いただきたいこと】〇とくにバリアフリー整備が求められる国や自治体の整備について施設整備の計画策定等に関する努力規定を検討する。【施策による対応】〇整備のガイドラインである「整備ガイドブック」の「基本的な考え方」に、施設の計画段階からの利用者の参加（インクルーシブデザイン）に関するページを設けて解説する。〇官公庁施設以外の公共的施設についても、施設整備の計画策定等に関して利用者の意見を聴取することが望ましいことを、基準の「基本的な考え方」として取り入れる〇整備ガイドブックにおいて、条例の理念に沿った誘導のため、望ましい施設整備の方向性を示すような、優良事例等（＝新たに設ける努力規定の例となる事例）の掲載を検討する。 | 整備基準(努力)ガイドブック | 〇（※１）施設計画段階からの利用者の参画に関する検討（整備基準）国等（※２）においては、施設等の整備の計画の策定等への利用者の参画に努めること。※１：整備項目の番号は未定※２：国、地方公共団体その他規則第12条で定める団体〇ガイドブック　36ページ「整備の基本的な考え方」２ 整備のポイント建築物等の整備のポイントとして、以下の７点があげられます。（略）⑦利用者参加による設計計画・施設設計段階からの利用者の参画・意見聴取〇同ページ等にコラム等を掲載 | 〇整備基準に記載なし〇ガイドブック　５ページ「２　バリアフリーの街づくりの進め方」３　ユニバーサルデザインを実現するために（略）そのため、建築物等の計画に当たっては、必要に応じて高齢者や障害者など、さまざまな利用者の意見を聞き、利用者の多様な使い勝手を理解し、共通な点を探り、合意を得ながら整備を進めていくことが重要となります。35ページ「建築物等の計画の手順」②利用者の特徴とニーズを把握する…必要に応じて利用者の意見を聴取し、計画への参画を求める |
| （７） | 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備 | 条例見直し検討会議において、聴覚障害者や視覚障害者等への情報バリアフリー等について意見があり、施策で検討することとしている。また、認知症や発達障害への対応の必要性等についても意見が挙がった。・とくに聴覚障害については、整備基準の記載が少ない面もあり、今般の条例改正案を踏まえ、情報提供を含めた支援の観点から検討の必要があると考える。【現在の整備基準】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 整備基準（遵守） | 整備基準（努力） | 望ましい水準 |
| （１）文字情報表示設備の設置 | ・医療施設（無床診療所を除く）・公益事業所・金融機関 | ― | その他公共的施設 |
| （２）文字表示設備の設置 | ・官公庁施設・教育文化施設（図書館等、動物園等、集会場）・福祉施設 | ― | その他公共的施設 |
| （３）難聴者の聴力を補う設備の設置 | ― | ・官公庁施設・教育文化施設・福祉施設・運動施設・興行・遊興施設・展示施設 | その他公共的施設 |
| （４）手話通訳者の配置 | ― | ・官公庁施設・教育文化施設（図書館等）・医療施設（無床診療所を除く）・福祉施設 | その他公共的施設 |

 | 【ご議論いただきたいこと】聴覚障害関係の記載のうち、高齢者の増加や改正条例の情報提供の支援の強化のため、「文字表示や客席装置」について、対象の施設種別以外は「望ましい水準」としている以下の３つの項は、努力規定として整備基準に掲載する。 | 整備基準 (努力) | 16　聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備（１）文字情報表示設備の設置（整備基準）別表第１の３の項に掲げる医療施設（無床診療所を除く。）及び５の項（(１)又は(２)の用に供するものに限る。）に掲げる商業施設において、利用者（施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者をいう。以下同じ。）の案内、呼出しのための窓口等を設ける場合は、文字により情報を表示する設備を１以上の窓口等に設けること。（上記以外の）公共的施設において、音声での情報を提供する際は、文字による情報提供を行うよう努めること（望ましい水準）記載削除（２）文字表示設備の設置（整備基準）別表第１の１の項、２の項（(２)から(４)までの用に供するものに限る。）及び４の項に掲げる公共的施設において、利用者の利用に供する会議室を設ける場合は、スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器を設けること。（上記以外の）公共的施設において、会議室を設ける場合にあっては文字表示設備を設けるよう努めること。（望ましい水準）記載削除（３）難聴者の聴力を補う設備の設置（整備基準）利用者の利用に供する客席を設ける場合は、難聴者の聴力を補う設備を設けるよう努めること。（望ましい水準）記載削除 | 16　聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備（１）文字情報表示設備の設置（整備基準）別表第１の３の項に掲げる医療施設（無床診療所を除く。）及び５の項（(１)又は(２)の用に供するものに限る。）に掲げる商業施設において、利用者（施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者をいう。以下同じ。）の案内、呼出しのための窓口等を設ける場合は、文字により情報を表示する設備を１以上の窓口等に設けること（望ましい水準）その他公共的施設においても、音声での情報を提供する際は、文字による情報提供を行うこと。（２）文字表示設備の設置（整備基準）別表第１の１の項、２の項（(２)から(４)までの用に供するものに限る。）及び４の項に掲げる公共的施設において、利用者の利用に供する会議室を設ける場合は、スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器を設けること。（望ましい水準）その他の公共的施設においても会議室を設ける場合にあっては文字表示設備を設けること。（３）難聴者の聴力を補う設備の設置（整備基準）別表第１の１の項、２の項、４の項及び13の項から15の項までに掲げる公共的施設において、利用者の利用に供する客席を設ける場合は、難聴者の聴力を補う設備を設けるよう努めること。（望ましい水準）その他の公共的施設においても客席を設ける場合にあっては難聴者の聴力を補う設備を設けること。 |
| ２（１） | 国基準との突合 | この間改正された基準等との突合を行い、国基準を下回る等の齟齬があった場合には、県基準を引き上げる。…公共交通移動円滑化基準及び整備ガイドライン（平成29年度改正）他 | 現段階では対象となるものはない見込みだが、今後対象となるものがあれば随時対応する。 | 整備基準 | ― | <参考資料９　国基準との比較表> |
| （２） | 条例第４章改正関係について | 認定こども園法改正により、「幼保型認定こども園」が位置付けられたことにより、条例第32条を改正することとなった。 | 条例第32条の改正を受けて、３章該当部分でも同様の改正を行うこととする。 | 整備基準 | ８　便所（１）（整備基準）（略）それぞれ１以上（幼稚園、保育所及び幼保型認定こども園にあっては当該車椅子使用者便房を１以上）ク（整備基準）障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けること。ただし、幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園にあっては、この限りでない。 | ８　便所（１）（整備基準）（略）それぞれ１以上（幼稚園及び保育所にあっては当該車椅子使用者便房を１以上）ク（整備基準）障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けること。ただし、幼稚園及び保育所にあっては、この限りでない。 |

３　その他

下記事項等については、事務局で確認を行う。

（１）条例や規則で指定することによる立ち入り検査等に係る身分証明書の統合の検討（11条（身分証明書）、第13号様式）

（２）その他国の基準との整合性の確認